

# 事務分掌

## 1 管理課

- (1) 人事及び給与に関すること。
- (2) 職員の就業及び福利厚生に関すること。
- (3) 衛生及び看護に関すること。
- (4) 機密に関すること。
- (5) 情報公開制度の総括に関すること。
- (6) 個人情報保護制度の総括に関すること。
- (7) 職員の研修に関すること。
- (8) 災害対策の総括に関すること。
- (9) 公印の制定及び保管に関すること。
- (10) 諸規程に関すること。
- (11) 各課の業務計画の連絡及び調整に関すること。
- (12) 文書の接受、発送、浄書及び保存に関すること。
- (13) 理事会、評議員会等に関すること。
- (14) 各種公演の招待に関すること。
- (15) 施設の警備に関すること。
- (16) 施設の見学に関すること。
- (17) 電話の管理に関すること。
- (18) 財務及び会計に関すること。
- (19) 予算及び決算に関すること。
- (20) 収入及び支出に関すること。
- (21) 現金、有価証券の出納及び管理に関すること。
- (22) 施設の使用料の調定及び徴収に関すること。
- (23) 会計監査に関すること。
- (24) 物品の調達及び管理に関すること。
- (25) 施設の清掃に関すること。
- (26) 建物及び施設の保守、管理及び軽微な営繕に関すること。
- (27) 給排水、給湯、衛生施設の保守及び管理に関すること。
- (28) 冷暖房、換気設備の運転、保守及び管理に関すること。
- (29) 電気関係施設の運転、保守及び管理に関すること。
- (30) 電子計算機の管理に関すること。
- (31) 職員の出張に関すること。
- (32) 儀式に関すること。
- (33) 募金に関すること。
- (34) その他、他の所掌に属さない事務に関すること。

## 2 企画制作課

- (1) 自主公演の上演計画の立案及び演目の選定に関する事。
- (2) 自主公演の出演者の選定、配役の立案及び出演交渉に関する事。
- (3) 自主公演の出演者との出演契約に関する事。
- (4) 自主公演にかかわる渉外事務に関する事。
- (5) 自主公演の公演事業費の計画額の算定に関する事。
- (6) 自主公演の台本、演出等文芸関係の委嘱並びに大道具、小道具、衣装、かつら等の使用計画に関する事。
- (7) 自主公演の演出プランの策定に関する事。
- (8) 自主公演の演出台本の作成に関する事。
- (9) 自主公演の演出の実務に関する事。
- (10) 舞台監督業務に関する事。
- (11) 自主公演の稽古日程の作成及び稽古の実施に関する事。
- (12) 劇場施設の使用申し込みに係る企画、演目等の検討に関する事。
- (13) 伝統芸能の研究団体の保護育成、奨励に関する事。
- (14) 伝統芸能に関する著作者・実演家等の活動の奨励に関する事。
- (15) 自主公演の舞台上の監視に関する事。
- (16) 自主公演の舞台進行上の連絡に関する事。
- (17) 自主公演の演出プランに違背が生じた場合の処理に関する事。
- (18) 自主公演で演出上不測の事態が生じた場合の処理に関する事。
- (19) 自主公演の上演時間の記録作成に関する事。
- (20) 自主公演の上演日誌の記録に関する事。
- (21) 自主公演の実施報告書、演出報告書の作成に関する事。
- (22) 公演監事室の使用上の管理に関する事。
- (23) 舞台美術に関する計画の調整及び製作に関する事。
- (24) 上演記録(舞台美術)の作成に関する事。
- (25) 劇場施設の供用に係る技術協力に関する事。

## 3 事業課

- (1) 広報及び宣伝の企画実施に関する事。
- (2) 報道関係者等との連絡調整に関する事。
- (3) 解説書その他出版、各種ニュース等の企画、編集、連絡及び作成に関する事。
- (4) 解説書、ポスターその他の出版物掲載の広告開発等の渉外に関する事。
- (5) 入場券の配分計画、発売及び管理に関する事。
- (6) 観劇組織の運営及びその会員との連絡に関する事。

- (7) 観客の動員計画、及び予約に関すること。
- (8) 劇場施設の使用申し込みの処理に関すること。
- (9) 貸与施設、設備の運営に関すること。
- (10) テレビ、ラジオの中継放送に関すること。
- (11) 観客関係施設の運用に関すること。
- (12) 観客の受付、案内、携帯品預かり等サービスに関すること。
- (13) 解説書等の販売に関すること。
- (14) 場内放送に関すること。
- (15) 観客の病災等の事故の処理に関すること。

#### 4 舞台技術課

- (1) 舞台関係業務の連絡、調査及び総括に関すること。
- (2) 舞台機構の操作、保守及び管理に関すること。
- (3) 大道具、幕類、小袋、楽器等の保守及び管理に関すること。
- (4) 舞台裏関係諸施設の運用に関すること。
- (5) 楽屋の管理に関すること。
- (6) 舞台上不測の事態が生じた場合の処理に関すること。
- (7) 出演者及び舞台裏関係者の病災等事故処理に関すること。
- (8) 照明、音響効果に関する計画及び実施に関すること。
- (9) 照明、音響の操作、設備器具の保守及び管理に関すること。
- (10) 舞台運営用テレビの操作、保守及び管理に関すること。
- (11) 録画及び録音の実施、編集及び整理に関すること。
- (12) 映写に関すること。
- (13) 上演記録(照明、音響効果等)の作成に関すること。
- (14) 劇場施設の供用に係る技術協力に関すること。

#### 5 調査養成課

- (1) 伝統芸能の調査・研究に関すること。
- (2) アジア・太平洋地域を中心とする民俗芸能の調査・研究に関すること。
- (3) 伝統芸能に関する基本台帳、参考目録等の作成に関すること。
- (4) 伝統芸能に関する演技、演出等の記録の作成に関すること。
- (5) 自主公演の上演演目の考証、定本の作成及び台本の校訂に関すること。
- (6) 伝統芸能に関する調査、研究の成果の公表に関すること。
- (7) 芸能に関する統計資料の作成に関すること。
- (8) 芸能に関する図書、レコード、フィルムその他の資料の収集、整理、保存及び管理に関すること。
- (9) 上演台本、舞台装置図、照明プラン図、その他の記録の整備及び保存に関すること。

ること。

- (10) 録音、録画、記録写真等の複製の受託に関すること。
- (11) 芸能資料の展示に関する計画及び実施に関すること。
- (12) 芸能図書、及び資料の観覧、閲覧及び貸出等に関すること。
- (13) 伝統芸能の普及に関する展覧会、講演会、映画会などの開催に関すること。
- (14) 収集図書、資料の目録の作成、刊行及び頒布に関すること。
- (15) アジア・太平洋地域等との交流に関すること。
- (16) 芸能伝承者の養成計画の作成及び実施に関すること。
- (17) 芸能伝承者養成の教務、及び庶務に関すること。
- (18) 養成施設、教材、教具等の管理に関すること。